

「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に
関する契約」承継等に関する Q A

Q 1. 「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約」
の承継に関するご案内が届いたがこれは何ですか。

A 1. ホールディングカンパニー制への移行にともない「再生可能エネルギー電気の調達
及び供給並びに接続等に関する契約」（以下「モデル契約書」といいます。）における
当社の契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、モデル契約書と同一の内容に
より東京電力エナジーパートナー株式会社が承継いたしますが、モデル契約書 7.2 条
（権利義務及び契約上の地位の譲渡）に、書面による同意を得た場合のみ権利義務の
承継が可能となっていることから、承継に関する承諾のお願いを送付させていただ
いております。

Q 2. なぜ承諾書を返送しなくてはならないのですか。

A 2. モデル契約書 7.2 条（権利義務及び契約上の地位の譲渡）に、書面による同意を
得た場合のみ権利義務の承継が可能となっていることから、ご承諾をいただき、承
諾書へ署名もしくは記名押印のうえ、同封の返信用封筒にて返送くださいますよう
お願いいたします。

Q 3. 「モデル契約書」とは何ですか。

A 3. 経済産業省より公表されている再生可能エネルギーの固定価格買取制度にもとづ
き、再生可能エネルギーを利用した発電事業を行う事業者が、電気事業者と契約を締
結する際に活用可能なモデル契約書をいいます。

同内容を踏まえ、当社業務実態に合わせた内容にて東京電力版モデル契約書を作
成しております。

Q 4. 契約が承継されるのはなぜですか。

A 4. 当社は平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として行う吸収分割により、当社の燃料・火力発電事業、一般送配電事業、小売電気事業に関して有する権利義務を、各事業子会社に承継させることによりホールディングカンパニー制へ移行いたします。

つきましては、効力発生日をもちまして、吸収分割の効力により、現在当社が発電者さまとの間で締結させていただいている契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社に承継されることとなります。したがって、毎月の買取料金についても東京電力エナジーパートナー株式会社よりお支払いをさせていただくこととなります。

また、同日より、本契約における電気工作物等の接続その他の送配電に係る事項については、東京電力パワーグリッド株式会社が、東京電力エナジーパートナー株式会社との契約に基づき実施いたします。

Q 5 託送供給等約款(平成 28 年 4 月 1 日実施)とは何ですか。

A 5. 「託送供給等約款(平成 28 年 4 月 1 日実施)」とは小売電気事業者(東京電力エナジーパートナー株式会社等)の事業者が、一般送配電事業者の行う接続供給、振替供給および発電量調整供給に係る料金その他の供給条件を定めたものであり、現行の託送供給約款について、平成 28 年 4 月の電力小売全面自由化に向けた各種法令の改正や国の審議会における議論の内容を反映する見直しを行ったものです。特定契約とは再生可能エネルギー発電設備からの電力購入に関する契約内容、接続契約とは再生可能エネルギー発電設備を送配電系統への接続に関する契約内容となります。

Q 6 託送供給等約款の発電者に関する事項の遵守を承諾するとはどういうことですか。

A 6. 託送供給等約款において、発電契約者となる事業者は、発電者に保安等に対する協力などの託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守する旨のご承諾をいただくことが、契約の要件となっております。

Q 7 出力抑制を行う予定があるのですか。

A 7. 出力抑制の「回避措置を講じてもお供給量>需要量が見込まれる場合」については、現在東京電力管内は供給量>需要量となっていないため、当面は実施されないものと認識しております。

その他、当社が維持および運用する供給設備に故障が生じるおそれがある場合や工事上やむを得ない場合、その他電気の需給上または保安上必要がある場合等に抑制することがあります。詳細は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条(接続の請求を拒むことができる正当な理由)三号及び託送供給等約款 P88「37 給電指令の実施等」をご確認ください。

※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条についてはこちらを参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24F15001000046.html>

※託送供給等約款（平成 28 年 4 月 1 日実施）についてはこちらを参照ください。

<http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/engineering/wsc/yakkan2804-j.pdf>

Q 8 承継することについて承諾できない場合、契約はどうなるのですか。

A 8. 会社分割における契約の承継であり、現行の契約条件等は変わらないこと、また、毎月の買取料金についても東京電力エナジーパートナー株式会社よりお支払いをさせていただくことから、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q 9 承諾書の記載方法（日付・印）を教えてください。

A 9. 4月1日よりホールディングカンパニー制への移行を行うことから、3月中に承諾をいただくことが必要となりますので、承諾書の日付は3月中の日付をご記入ください。

また、承諾書の印についてはモデル契約書へ押印している印をご使用ください。

以 上